

# つみたてNISAセミナーin山形県庁

---



平成30年11月22日

金融庁総合政策局総合政策課長

たはら やすまさ

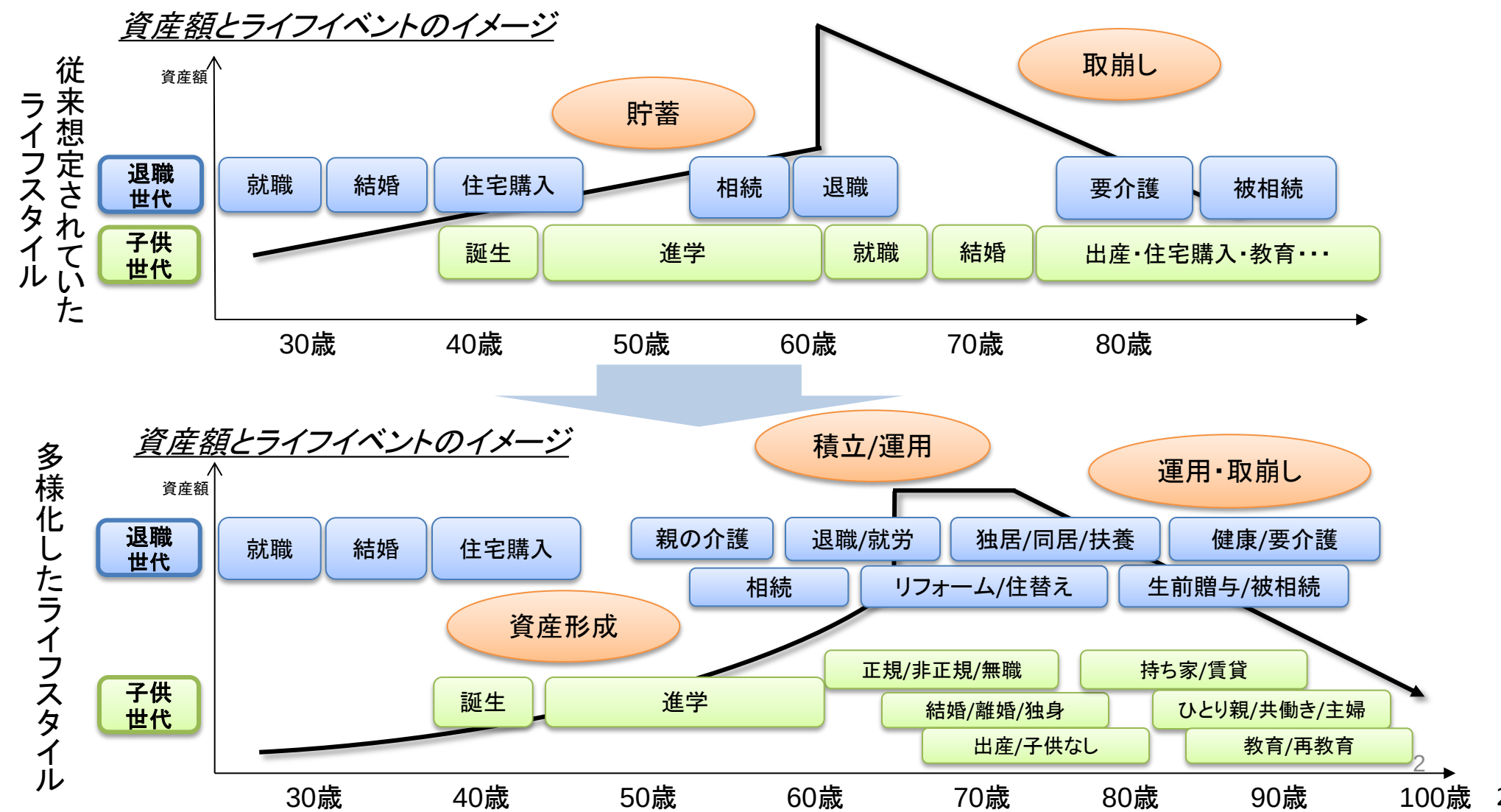
田原泰雅

本セミナーは、金融庁として国民の資産形成を促す観点から長期・積立・分散投資の意義を解説することを目的としたものです。金融資産の購入に際しては、相場の変動等などにより、損失が発生する可能性もあり、確実に利益が出ることを保障するものではありません。

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| <b>I 長期・積立・分散投資</b>          |        |
| I – 1 日本の家計の金融資産の現状 .....    | 2      |
| I – 2 長期・積立・分散投資と投資信託 .....  | 6      |
| <br>II つみたてNISAについて .....    | <br>14 |
| <br>III iDeCoについて .....      | <br>22 |
| <br>IV コーポレートガバナンスについて ..... | <br>25 |
| <br>V 資産形成に関する山形県の現状 .....   | <br>28 |

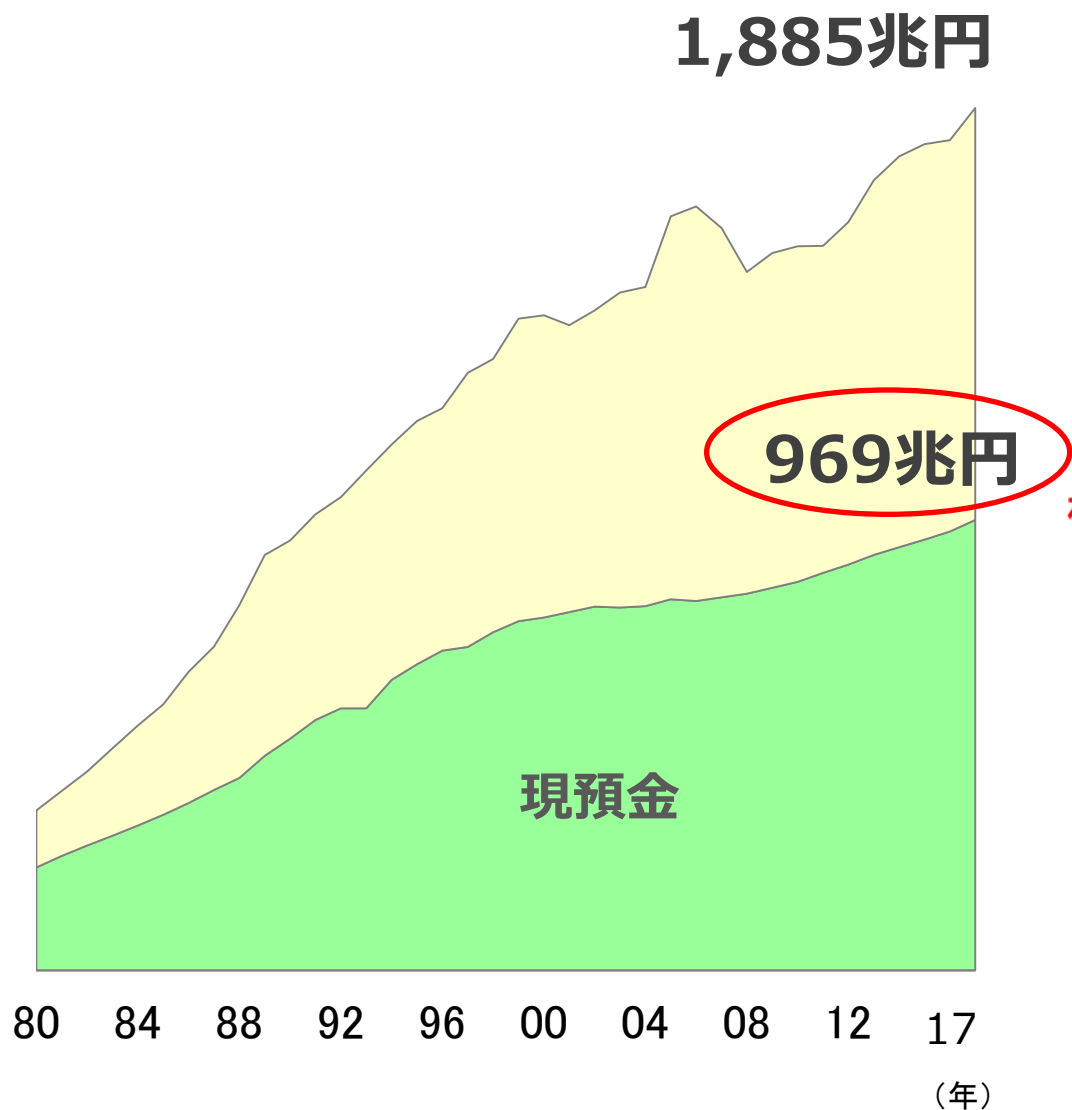
# ライフプランの変化

- 長寿化が進展する中、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展し、「モデル世帯」が存在しなくなっている（モデルの空洞化）。金融リテラシーの状況也多様



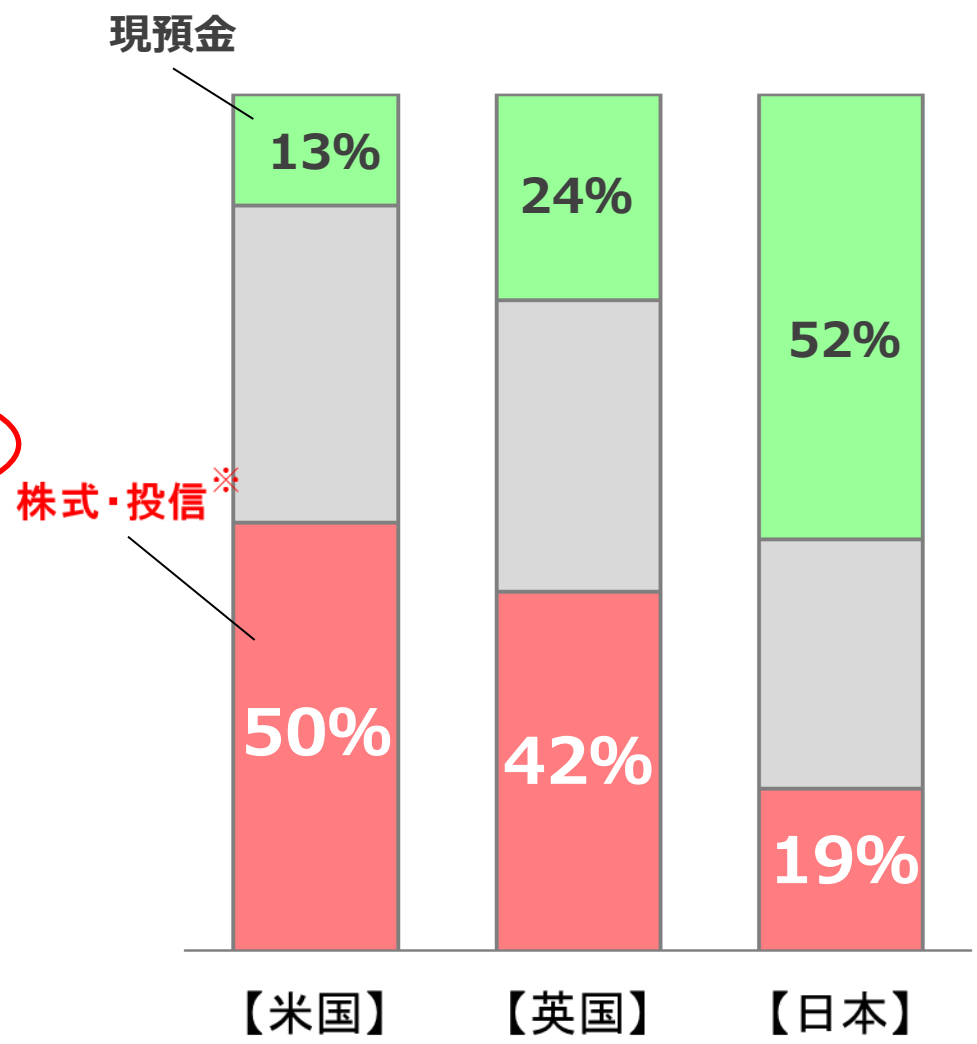
# 家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産推移



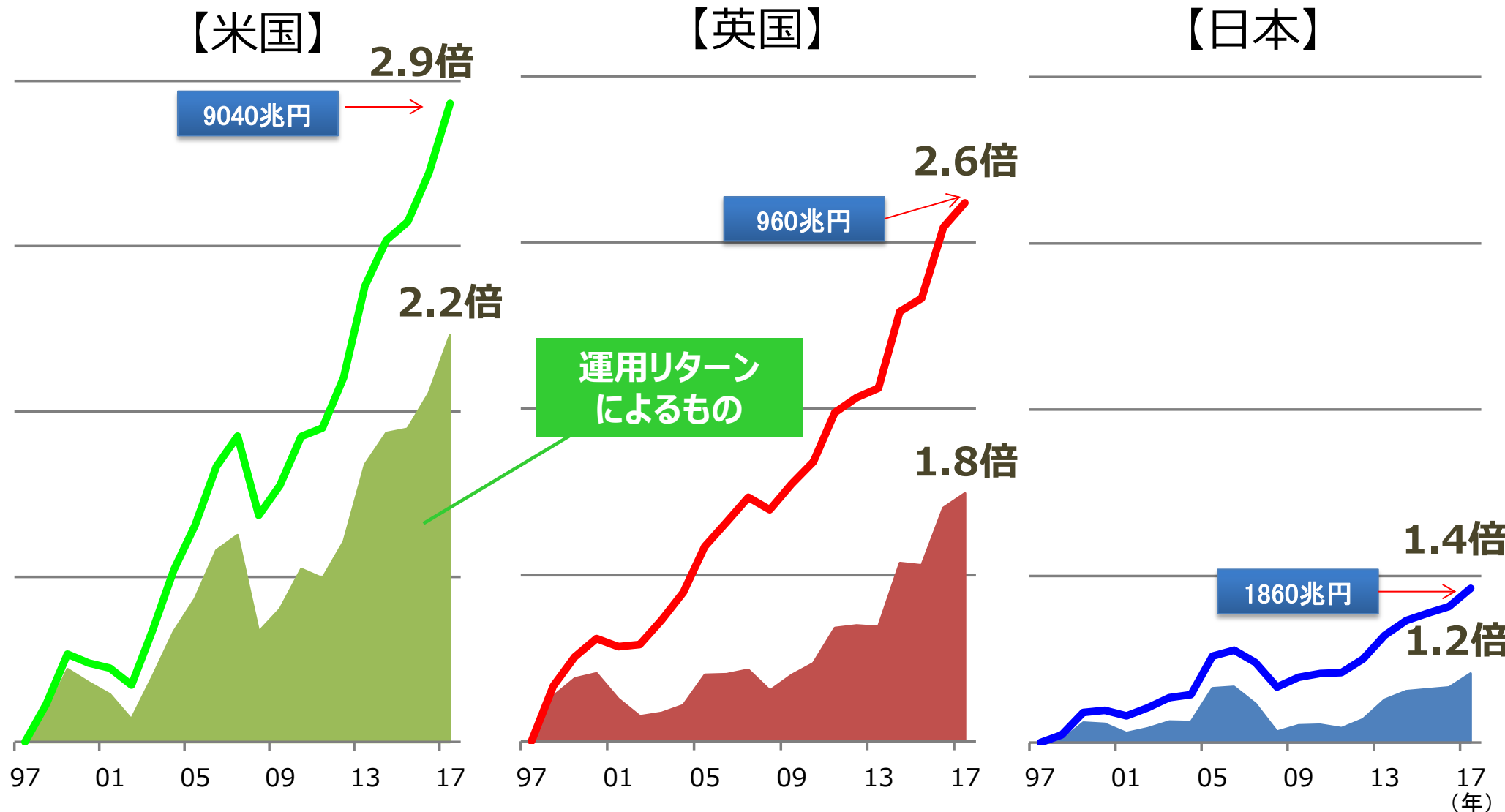
(出典) 日本銀行より、金融庁作成

各国家計の株式・投信の割合 (2017年末)



(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。  
(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

# 各国の家計金融資産の推移



(出典) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

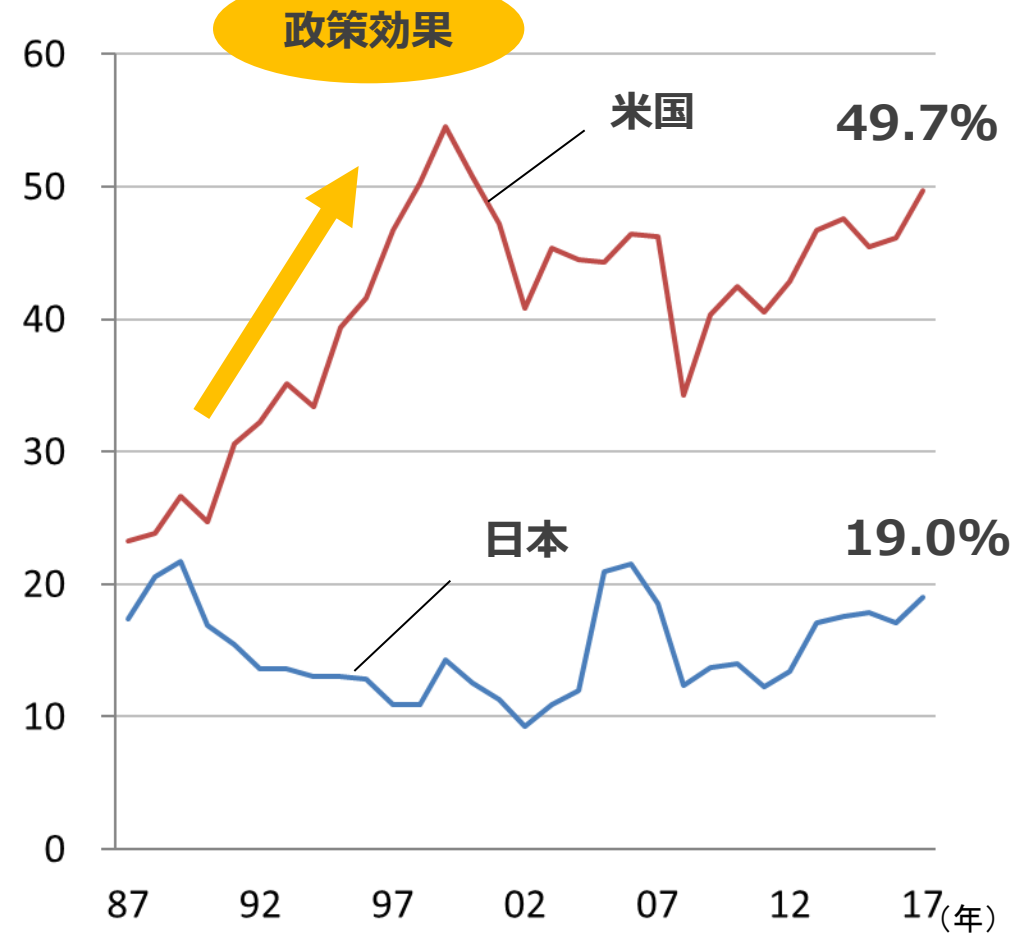
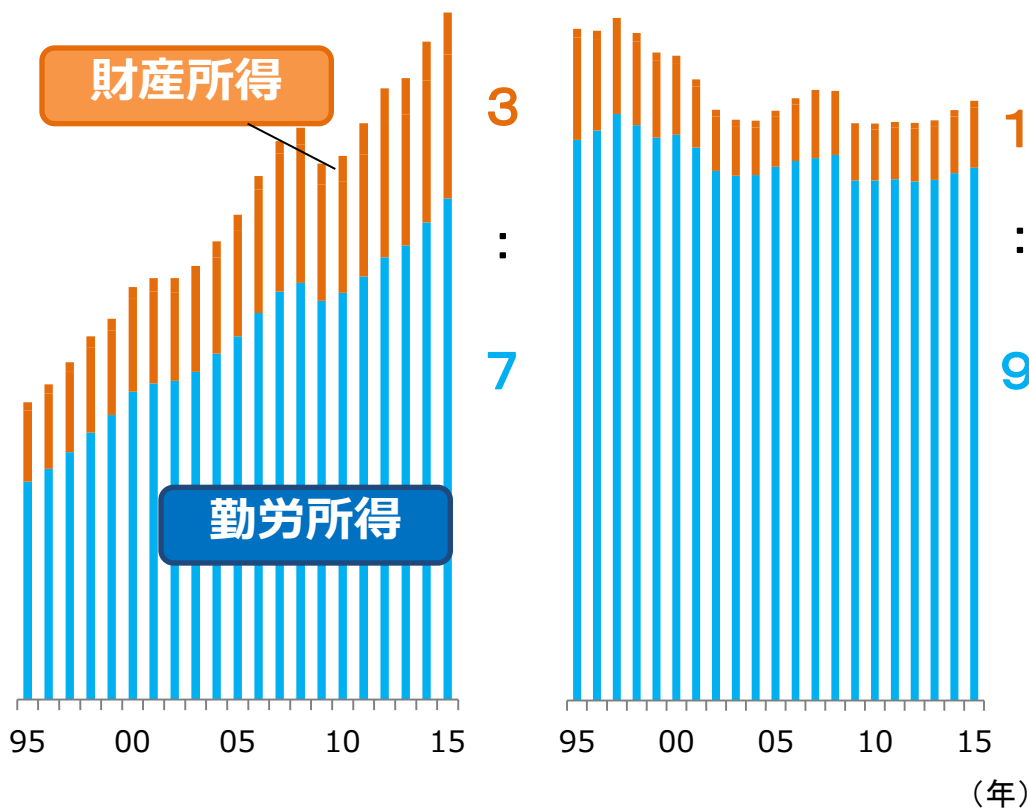
# 家計所得の日米比較

家計所得の構成比

家計の株式・投信等の保有割合

【米国】

【日本】



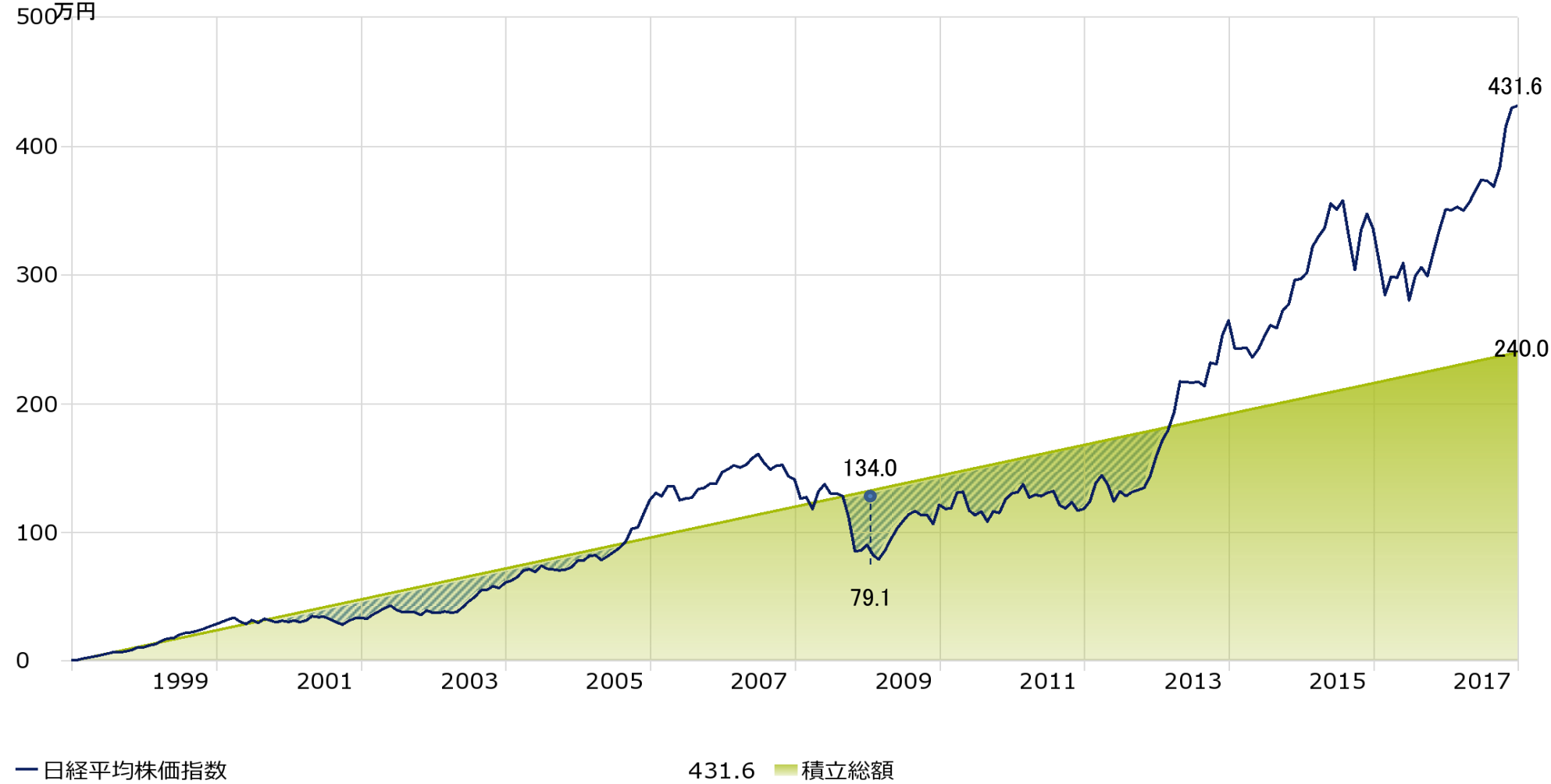
(出典) 日本：内閣府、米国：Bureau of Economic Analysis

(※) 株式・投信等は間接保有を含む割合。

(出典) FRBより、金融庁作成

## 日経平均株価指数に20年間つみたて投資をした場合

期間: 1998/01/01 から 2017/12/31



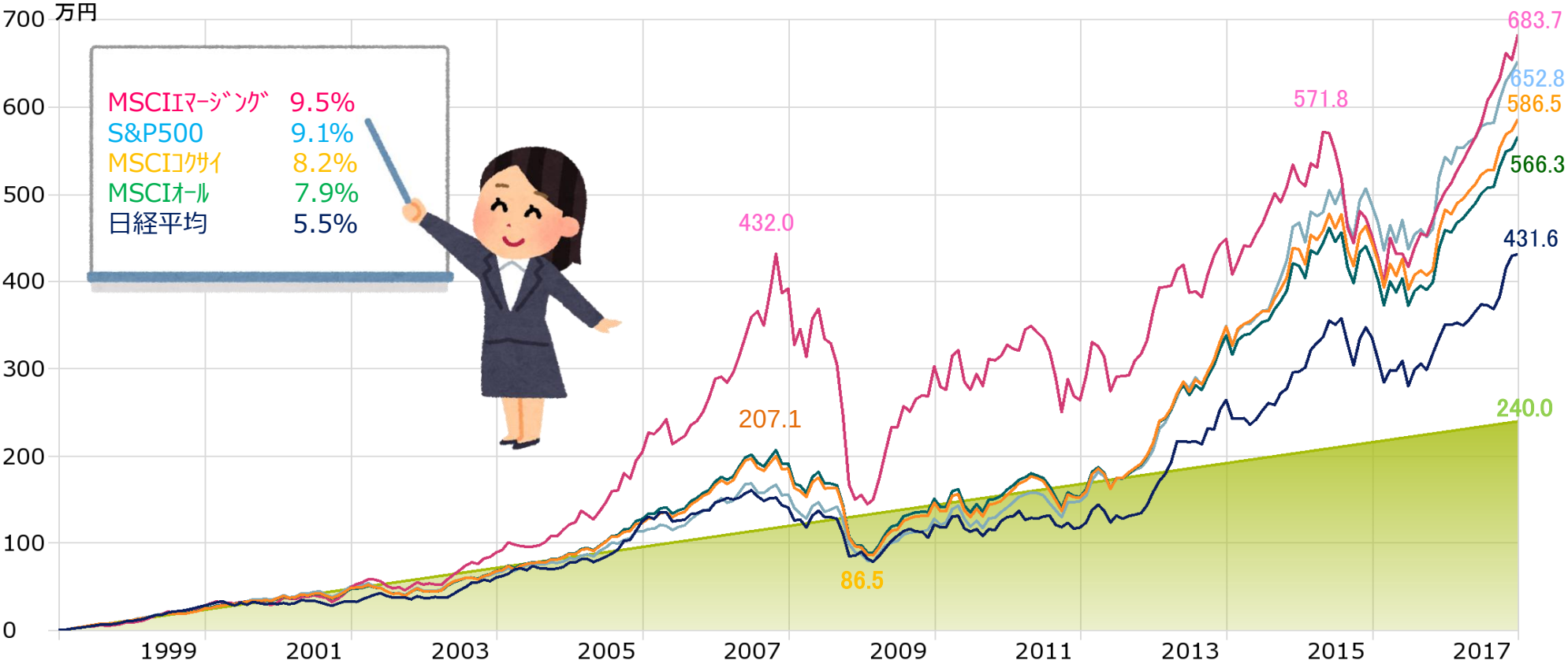
本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。  
本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

※株価指数に直接投資することはできません。データは投資コスト、税金などを考慮していません。

Copyright ©2018 Ibbotson Associates Japan, Inc.

## 世界の主な株価指数に20年間つみたて投資をした場合

期間: 1998/01/01 から 2017/12/31

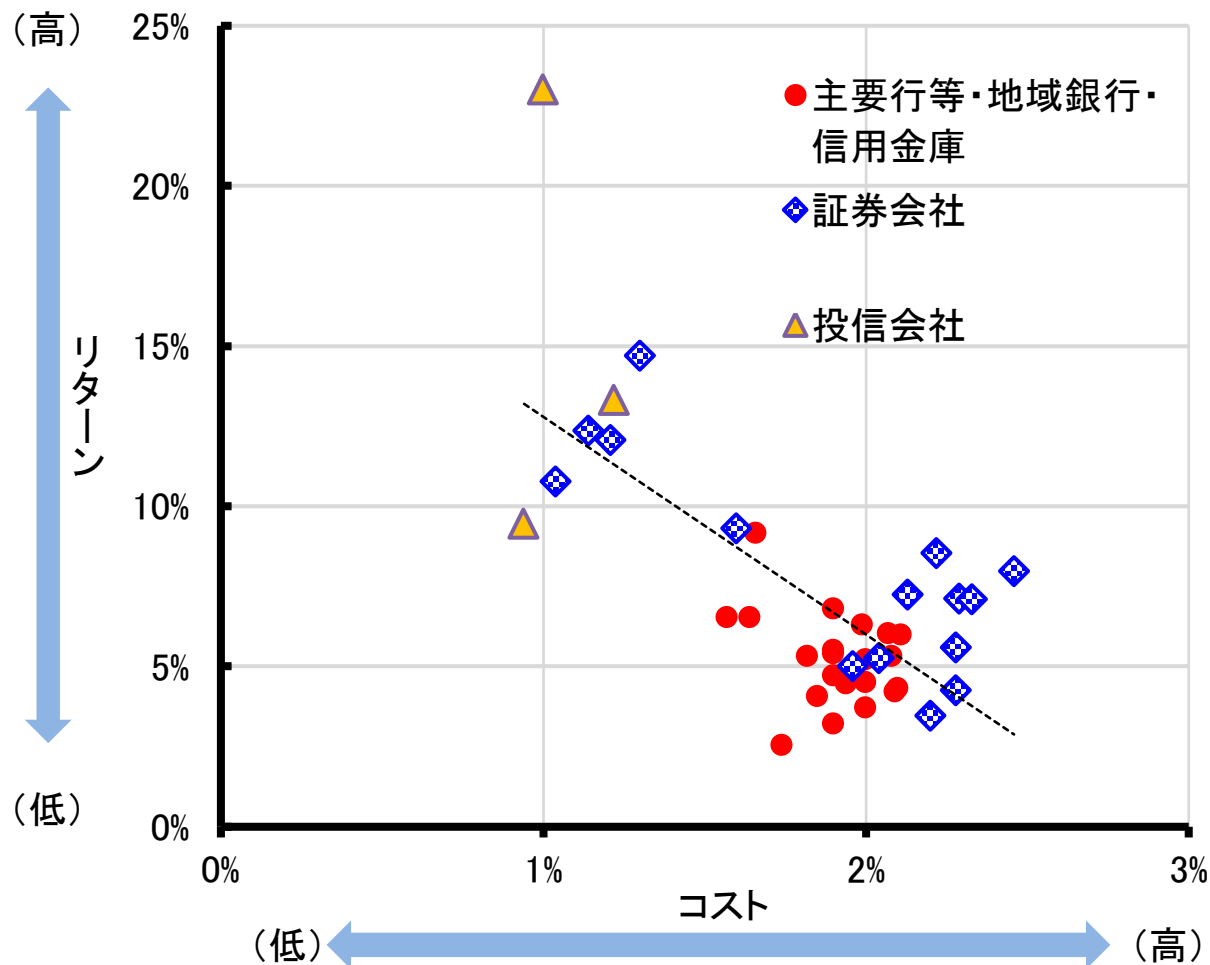


|                          |       |                       |       |                      |       |
|--------------------------|-------|-----------------------|-------|----------------------|-------|
| — 日経平均株価指数               | 431.6 | — MSCIコクサイ (グロス)      | 586.5 | — MSCIオールカントリー (グロス) | 566.3 |
| — MSCIエマージング・マーケット (グロス) | 683.7 | — S&P 500種株価指数 (配当込み) | 652.8 | — 積立総額               | 240.0 |

本資料は情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。  
本資料はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の著作物です。イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の承諾なしの利用、複製等は損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。  
※株価指数に直接投資することはできません。データは投資コスト、税金などを考慮していません。



# 各販売会社における投資信託のコスト・リターン (預り残高上位20銘柄の加重平均)



(注1) 基準日は18年3月末

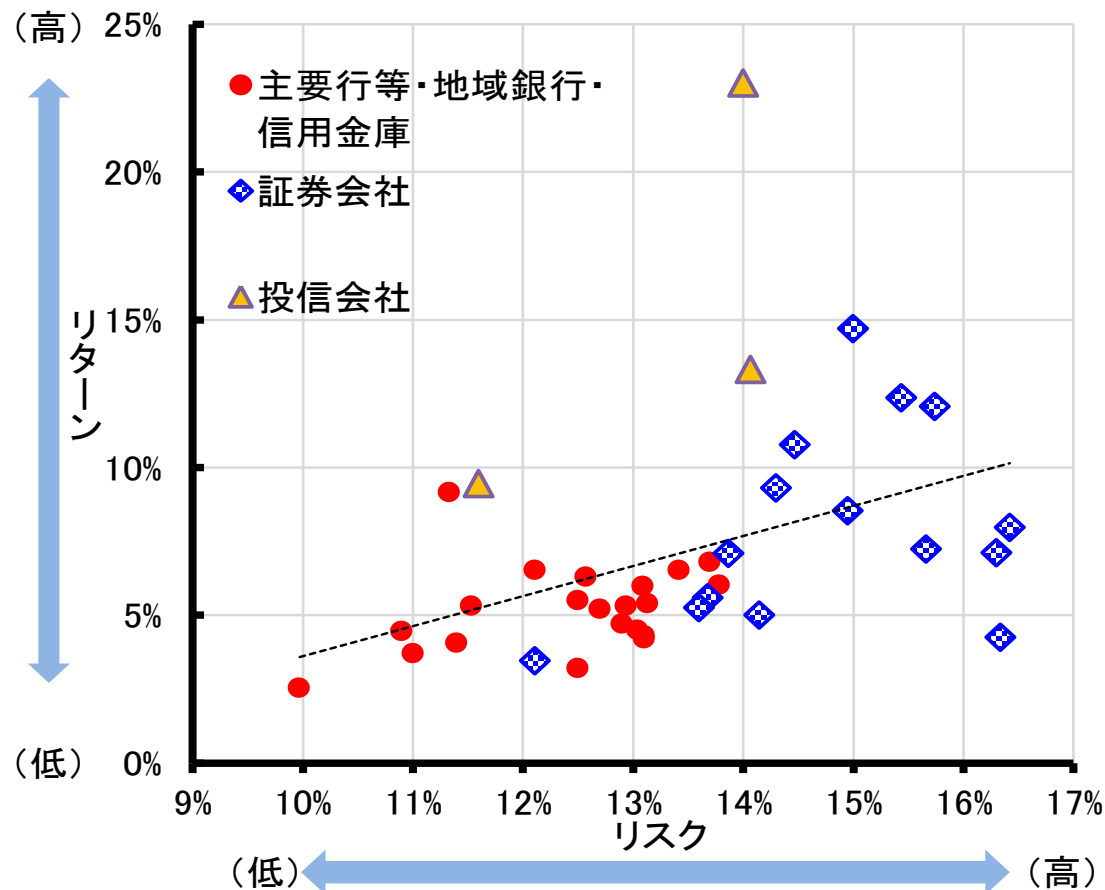
(注2) 18年9月末までに、共通KPI公表につき金融庁宛報告があった39事業者を集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む

(注3) コストは、販売手数料率(税込)と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)

(注4) 図の点線は回帰直線

(資料) 金融庁

# 各販売会社における投資信託のリスク・リターン (預り残高上位20銘柄の加重平均)



(注1) 基準日は18年3月末

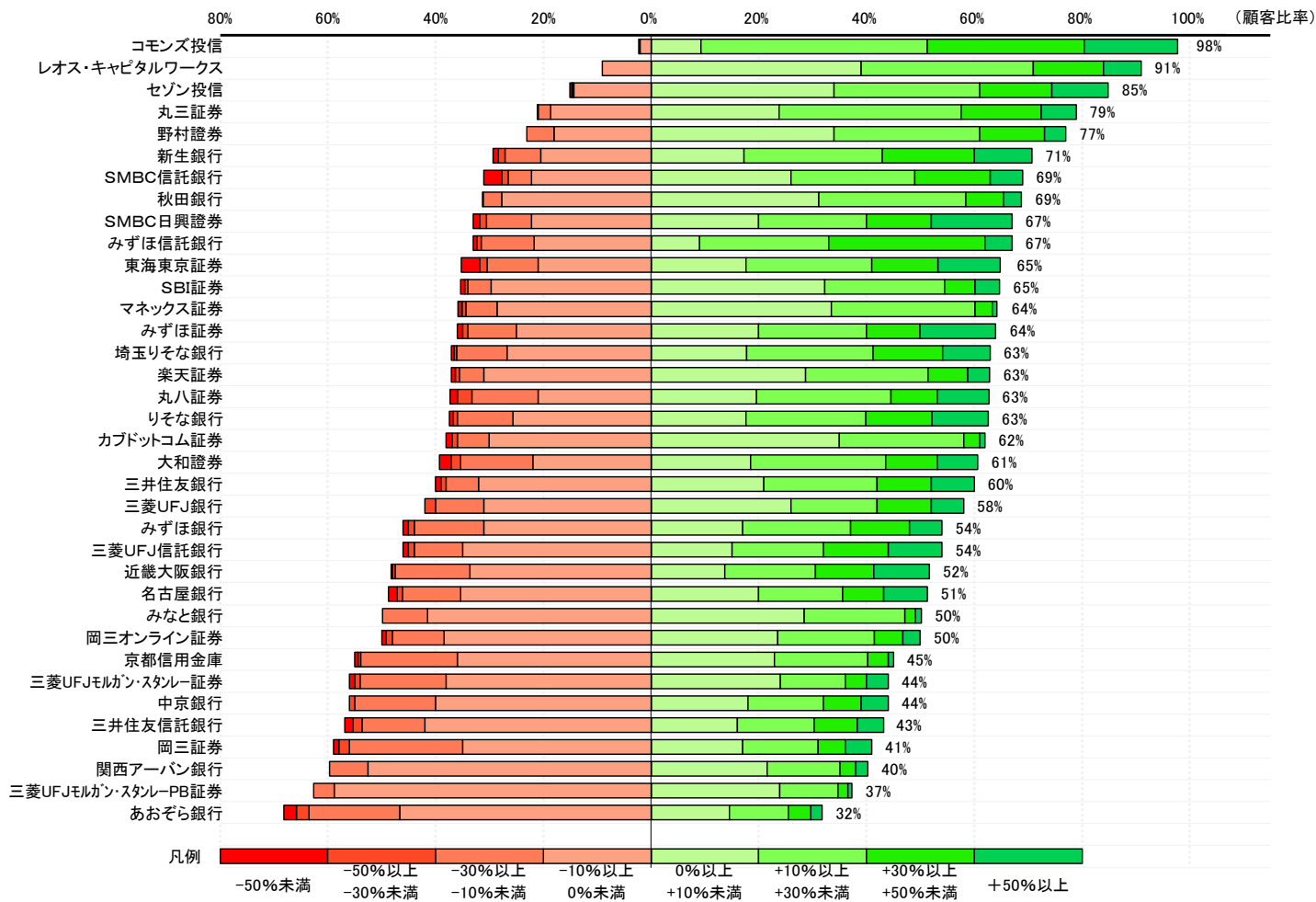
(注2) 18年9月末までに、共通KPI公表につき金融庁宛報告があった39事業者を集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む

(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)

(注4) 図の点線は回帰直線

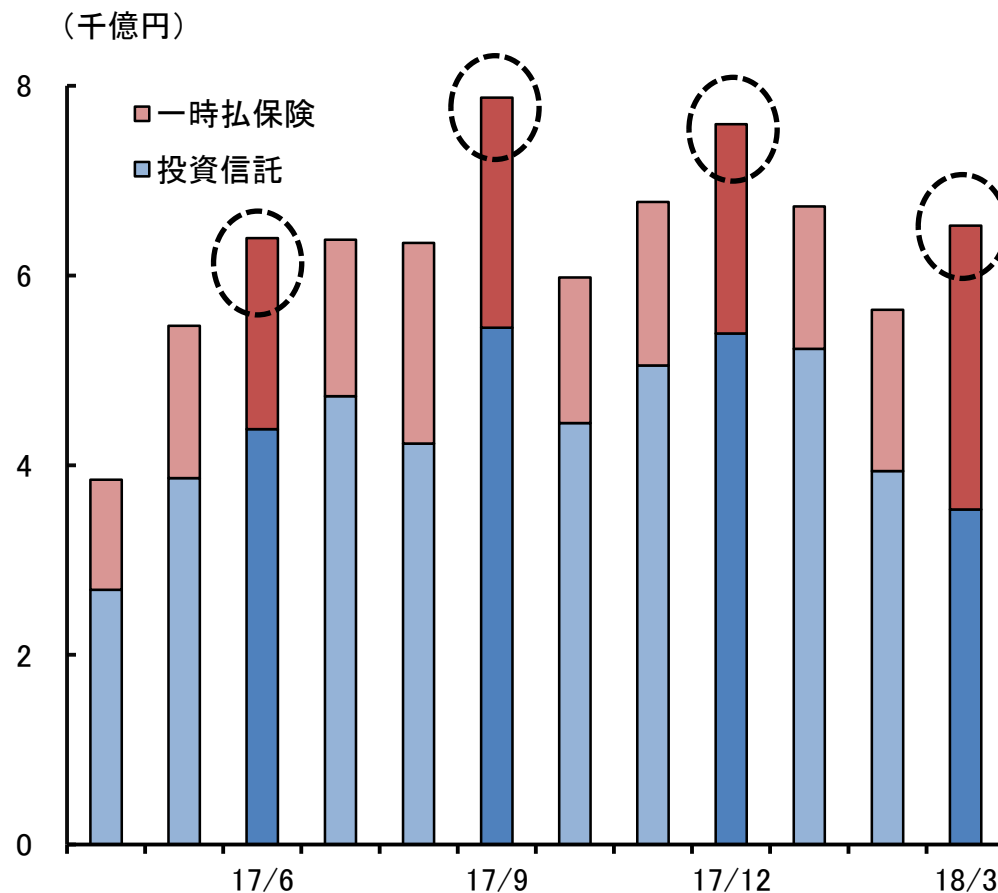
(資料) 金融庁

# 個社ごとの運用損益別顧客比率 (運用損益 0 以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は18年3月末  
(注2) 18年9月末までに、共通KPIにつき金融庁宛に報告のあった36事業者の公表データを集計  
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)  
(資料) 金融庁

# リスク性商品の販売額の月次推移



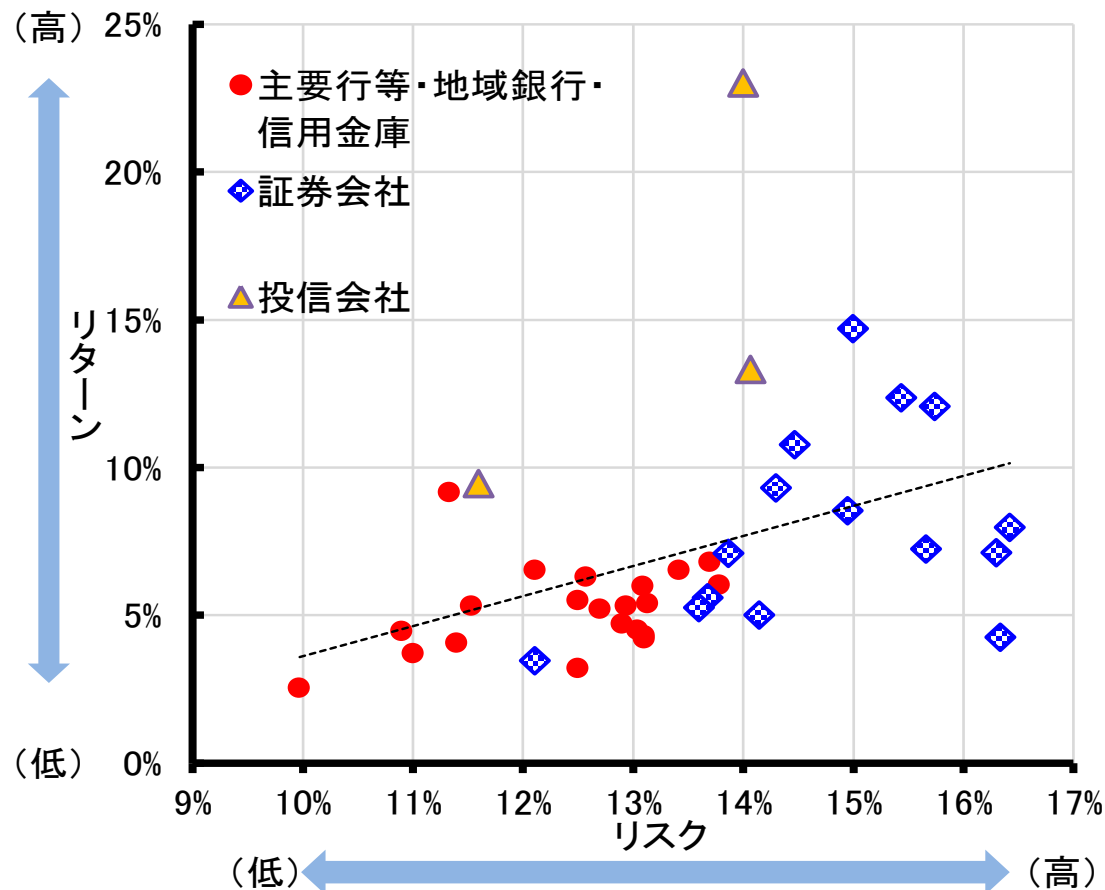
(注1) 主要行等9行及び地域銀行20行を集計

(注2) 17年4月から18年3月までの12か月間の、一時払保険及び投資信託の合計販売額の推移

(資料) 金融庁

# 各販売会社における投資信託のリスク・リターン

(預り残高上位20銘柄の加重平均)



(注1) 基準日は18年3月末

(注2) 18年9月末までに、共通KPI公表につき金融庁宛報告があった39事業者を集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む

(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)

(注4) 図の点線は回帰直線

(資料) 金融庁

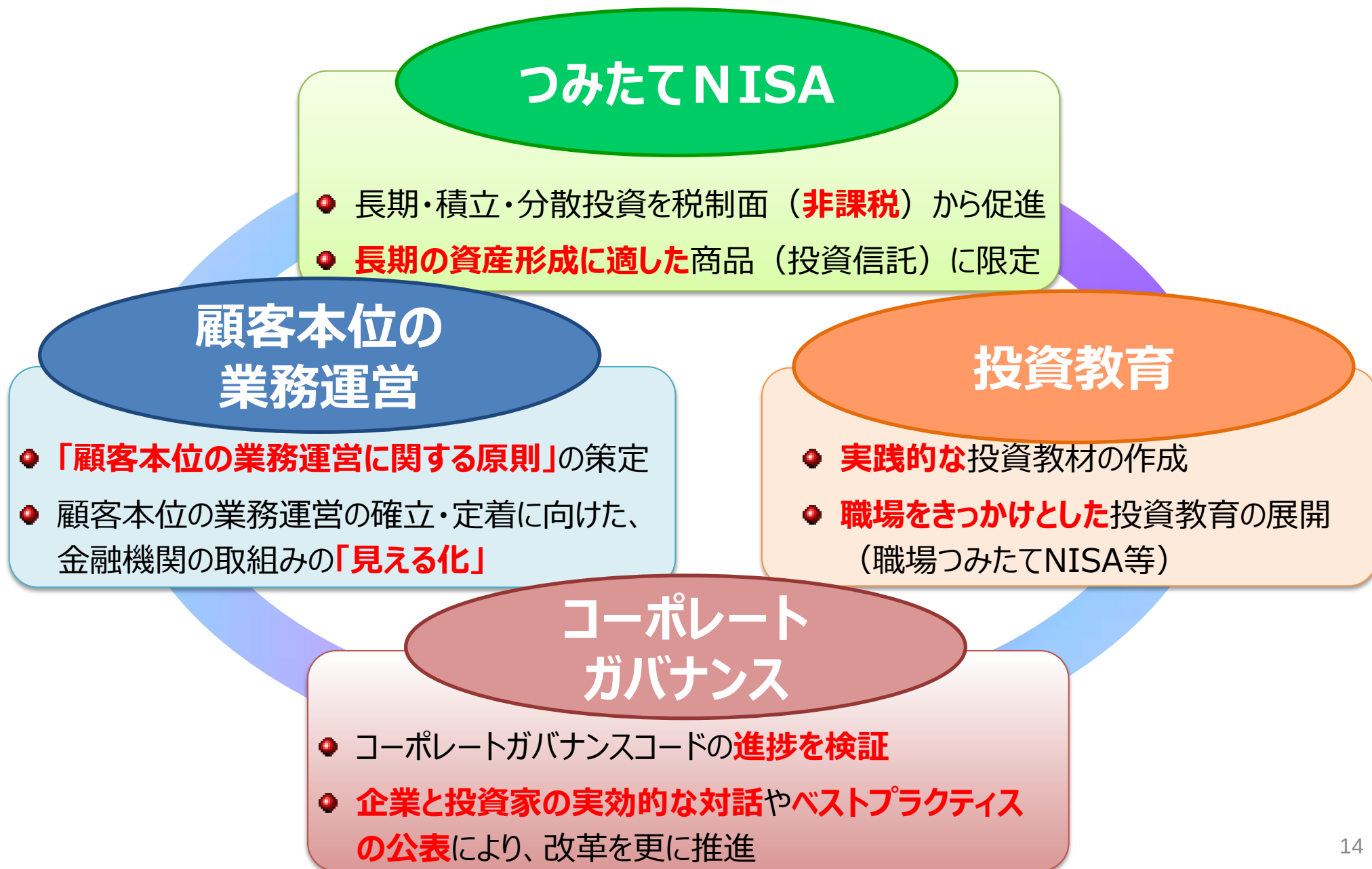
|      | ポイント                          | つみたてNISA                                  |
|------|-------------------------------|-------------------------------------------|
| 長期投資 | 投資を始めたら、長期間続けること！             | 長期保有を前提とした制度<br><b>非課税期間は20年間</b>         |
| 積立投資 | 投資のタイミングをとらえるのは難しい！定期的に自動で買付！ | 買付けの方法は、 <b>積立投資に限定</b>                   |
| 分散投資 | 分散投資でリスクを軽減！<br>資産の分散と地域の分散！  | 対象は、国内外の株式・債券等に <b>分散して投資する投資信託</b>       |
| 手数料  | 信託報酬は、長期の運用成果に大きな影響！          | 信託報酬が低く、販売手数料もノーロード（0円）の <b>低コスト商品に限定</b> |
| 分配金  | 毎月、分配金を受け取ることは、長期の運用には向かない！   | <b>毎月分配型でない商品が対象</b>                      |
| 税金   | 原則、運用益は課税（20.315%）            | 運用益は <b>非課税</b>                           |



ポイント！

「つみたてNISA」なら、すべてのポイントをおさえてる！

# 家計の安定的な資産形成に向けた取り組み



# 一般NISAとつみたてNISA

## 一般NISA

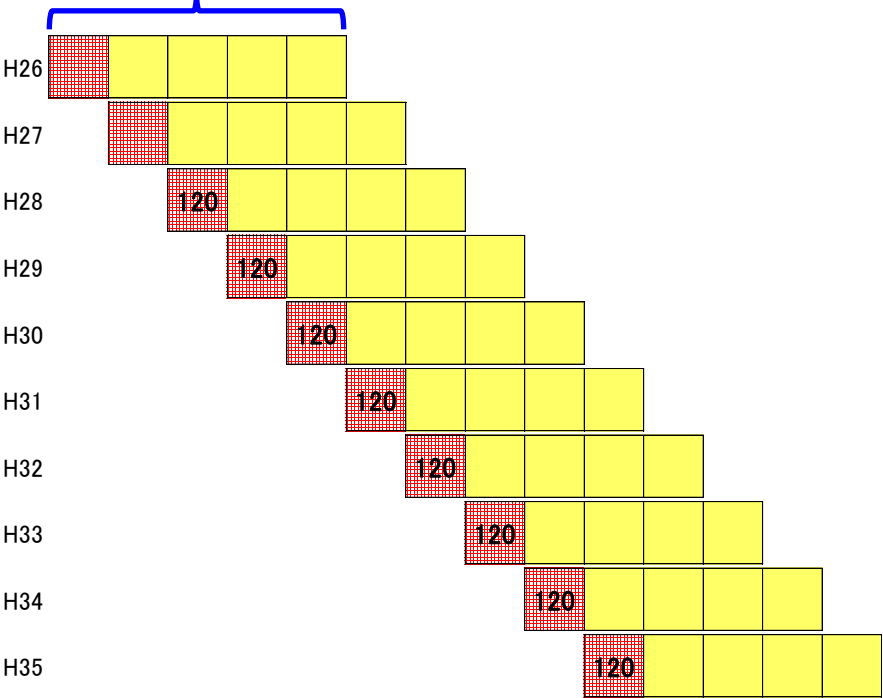
- ・非課税枠（最大）：**120万円**
- ・非課税の期間：**5年間**
- ・非課税の最大枠：**600万円**（120万円×5年）
- ・投資対象：上場株式、株式投資信託、REIT など

選 択

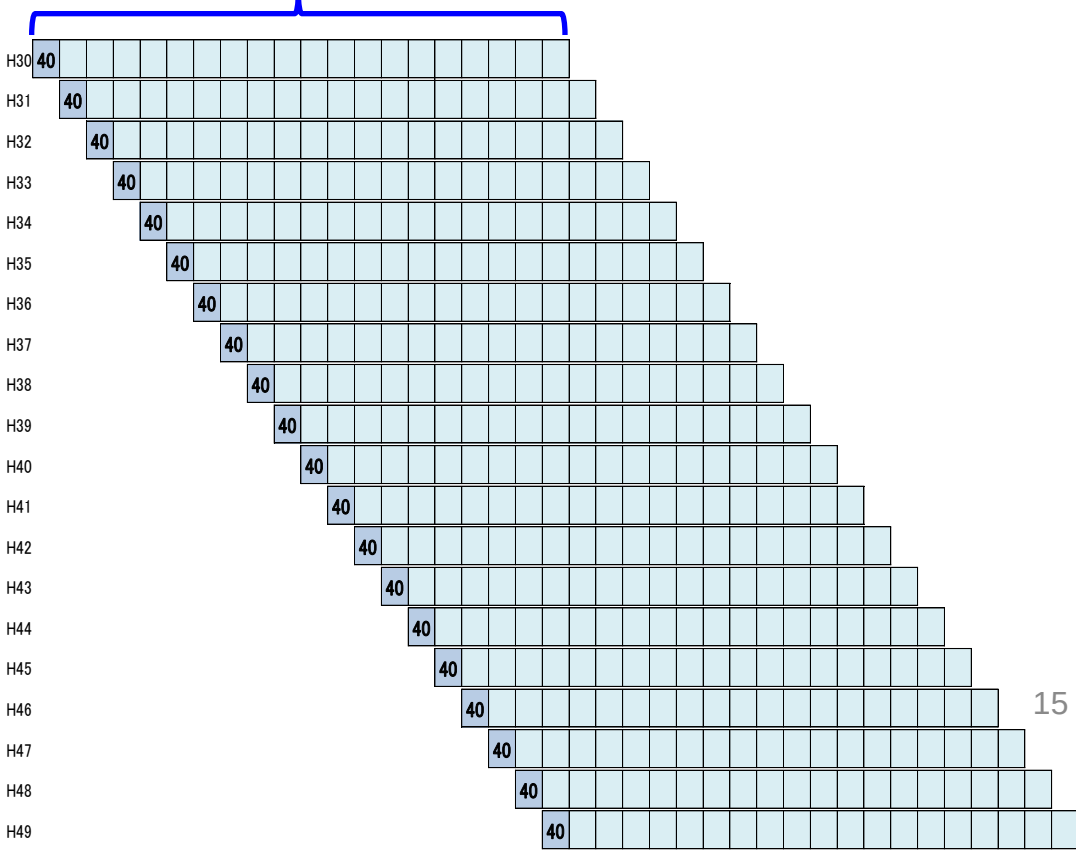
## つみたてNISA

- ・非課税枠（最大）：**40万円**
- ・非課税の期間：**20年間**
- ・非課税の最大枠：**800万円**（40万円×20年）
- ・投資対象：**株式投資信託**  
**長期の資産形成に適した商品に限定**

5年間



20年間





既存の投資信託（公募投信全体で約6,000本）の大半は、資産形成に不向きなもの

- ✓ 短期的な運用のもの      ✓ 手数料の高いもの
- ✓ 毎月分配型のもの      ✓ レバレッジをかけたもの（日経225の2～3倍の値動き）等



**つみたてNISAの対象商品（10月31日時点 162本）** ※ETFを含む

- **インデックス投資信託**（市場平均に連動した成果を目指すもの）が**基本（138本）**
  - インデックスは金融庁が指定（※日経平均株価やS&P500等）
  - 低コストの商品に限定（国内資産を運用：0.5%以下、海外資産を運用：0.75%以下）
- **アクティブ運用の投資信託**（市場平均を上回る成果を目指すもの）は、例外的に、**継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ（17本）**
  - 純資産額が50億円以上、運用実績が5年以上、資金流入超の実績が認められるもの
  - 低コストの商品に限定（国内資産を運用：1.0%以下、海外資産を運用：1.5%以下）
- **販売手数料は0%（ノーロード）**

## よくある質問

○ つみたてNISAでは、買い付ける商品を変更することは出来ないのか。

- 買い付ける商品は、いつでも変更することが出来ます。
- なお、過去につみたてNISAで買い付けた商品を、別の商品に入れ替えること（スイッチング）は出来ません。

○ つみたてNISAを始める際、既に一般NISAで保有している商品は、売却する必要があるのか。

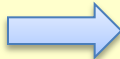
- 既に一般NISAで保有している商品を売却する必要はありません。
- 購入時から5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却も自由です。

○ つみたてNISAでは、20年以内に売却しなければ、非課税の恩典を受けられないのか。

- 20年以内に売却しなくても、非課税の恩典は受けられます。
- 20年の非課税期間が終了する際、その時の時価で課税口座（特定口座又は一般口座）に払い出されることとなり、つみたてNISAで保有していた間の値上がり分には課税されません。

# NISA（一般・つみたて）の口座数

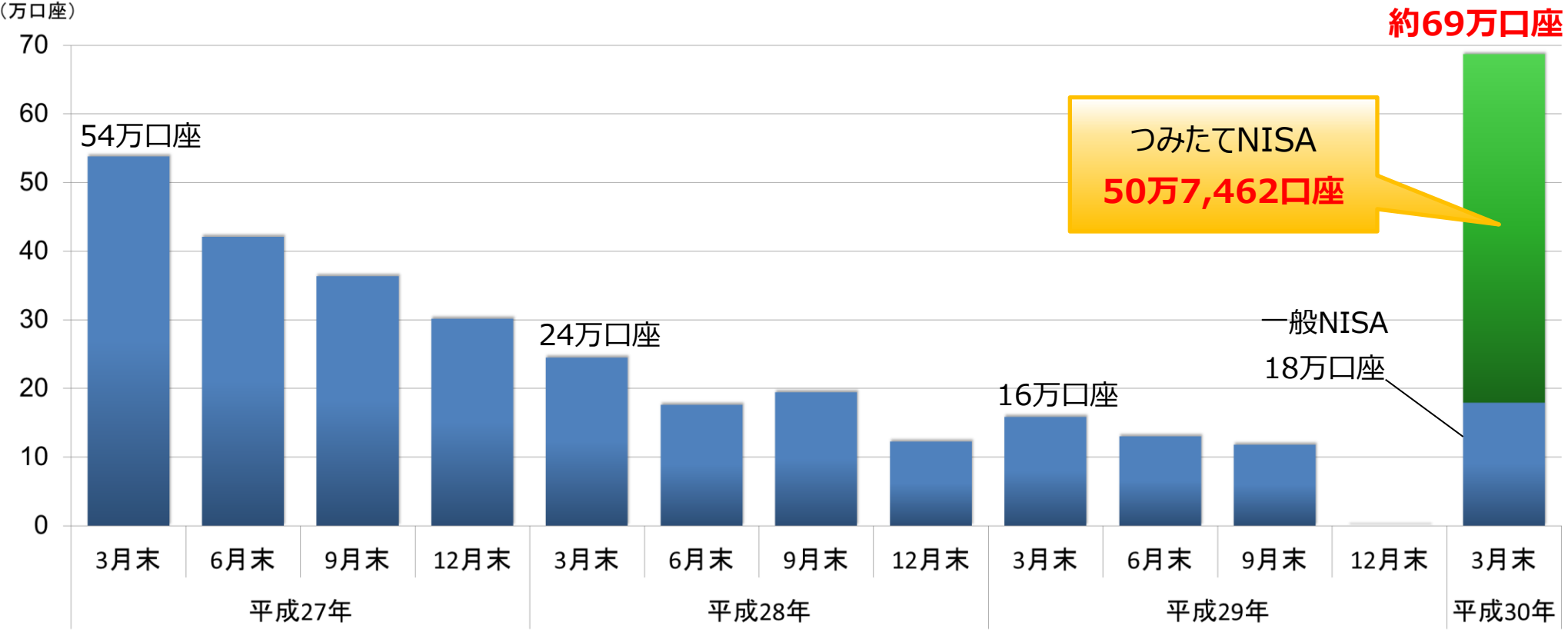
- 平成30年 1～3 月に開設されたつみたてNISAの口座数は、**約51万口座**。
- 一般NISAの口座数と合わせると、**約69万口座**。



**つみたてNISAが、NISA口座数全体の増加に大きく寄与。**

（参考）iDeCo：平成29年 1 月に加入者範囲を拡大、同年中に約50万人が利用開始し、平成30年 4 月時点の加入者は約90万人。

一般NISA・つみたてNISAの新規口座開設数の推移



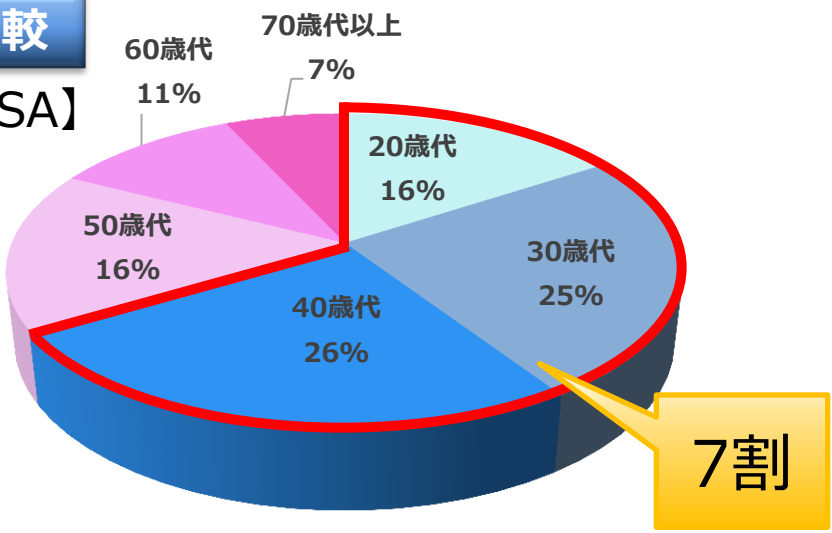
（注）平成29年10～12月末については、平成30年以降もNISA口座を利用するには住民票の再提出が法律上求められていたことから、同期間中には税務当局において膨大な確認事務が発生することが予見されたため、29年分の新規口座開設を受け付けないとされた期間

# つみたてNISA口座開設者の傾向について

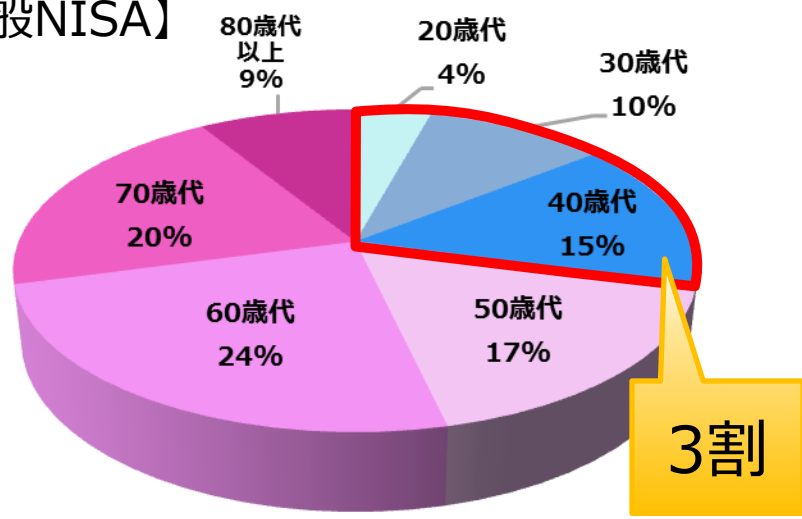
- 一般NISAと比べ、つみたてNISAは20代～40代による口座開設の割合が多い。
- つみたてNISAの新規口座開設者と、一般NISA（非稼働）からの切替を合計すると、約 8 割。  
→ **つみたてNISAの開始を契機に、新たに投資を行う層が広がりつつある。**

## 世代別比較

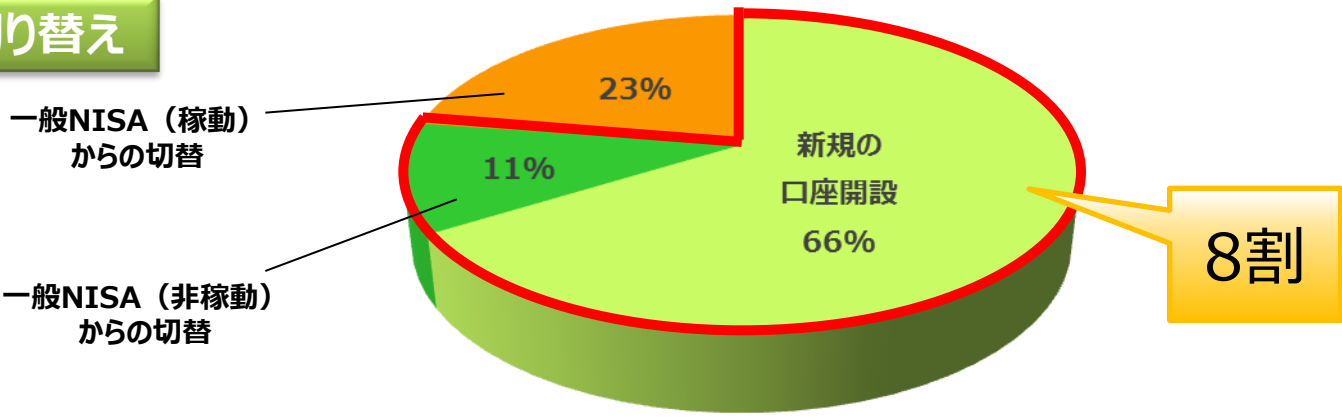
【つみたてNISA】



【一般NISA】



## 新規開設/切り替え

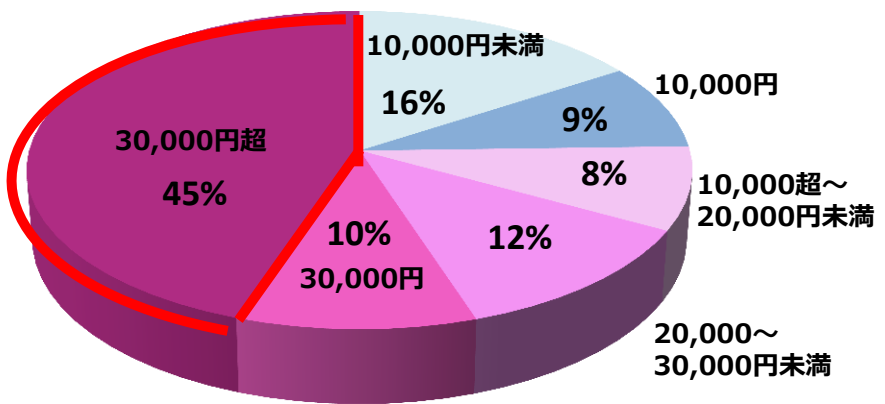


※ つみたてNISAについては、主な金融機関へのヒアリングベース（平成30年5月末時点）  
一般NISAについては、全金融機関調査（平成30年3月末時点）

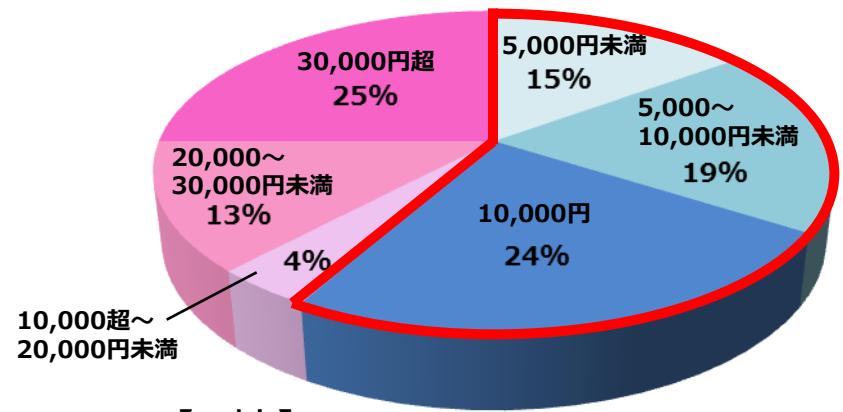
# つみたてNISAにおける毎月の積立投資金額について

- 毎月の投資金額を限度額（30,000円超）まで利用する顧客が多い金融機関（A社）のほか、10,000円以下の少額で利用する顧客が多い金融機関（B社、C社）も見られる。  
➡ **少額からの積立投資を含めて、つみたてNISAが有効に活用されている。**

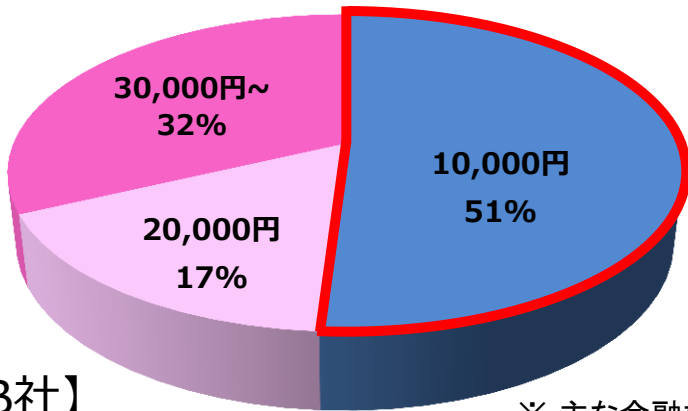
毎月の積立投資金額の割合比較



【A社】



【C社】

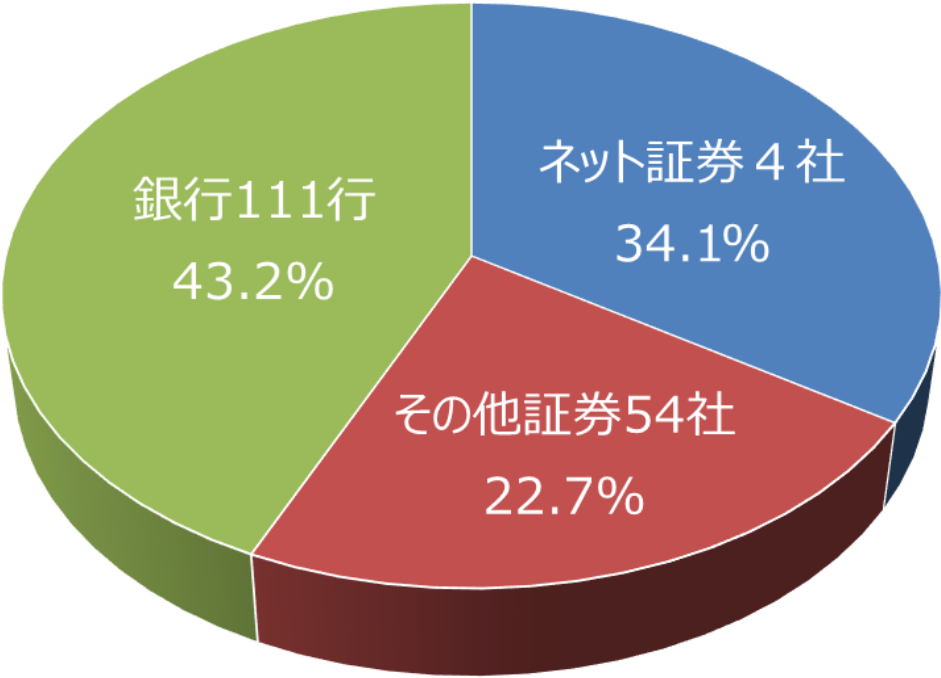


【B社】

※ 主な金融機関へのヒアリングベース(平成30年5月末時点)

つみたてNISA口座開設比率（ネット証券・証券会社・銀行別）（平成30年6月末）

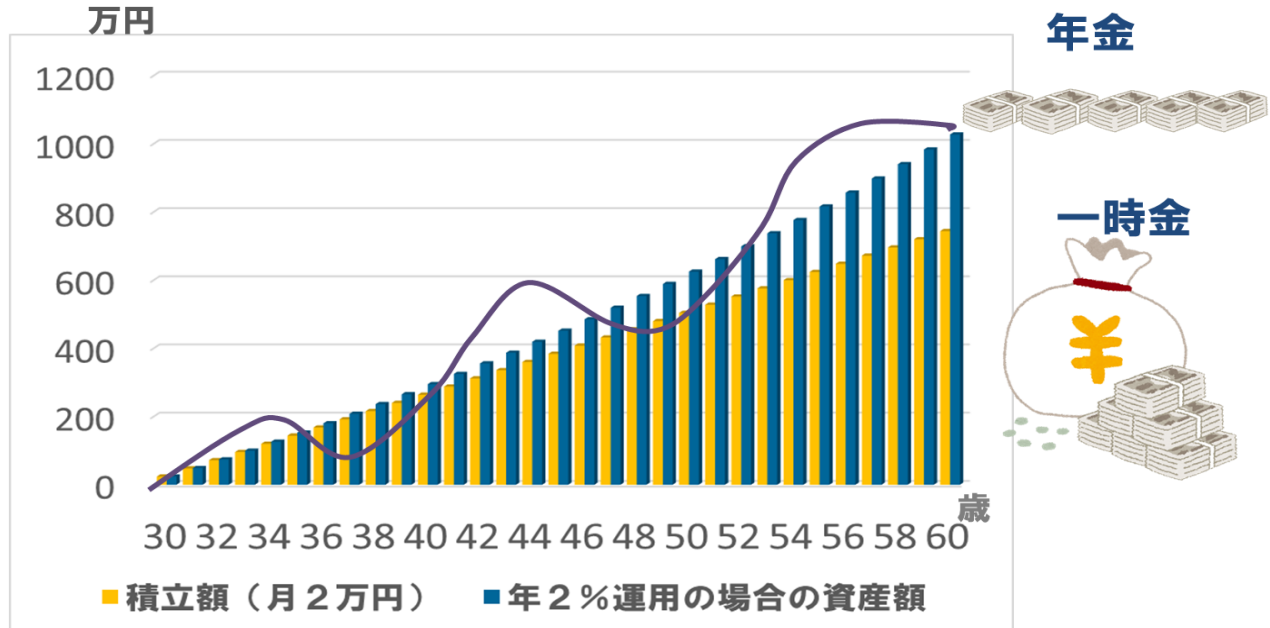
【つみたてNISA口座数（証券・銀行）】  
65万2,853口座



# iDeCo とは？

- 正式名「個人型確定拠出年金」といい、確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度
- 公的年金を補完するための老後資産を自分で作ってもらうことを目的とし、税制面の恩典を付けサポート

## 60歳まで積立て一時金か年金で受け取る



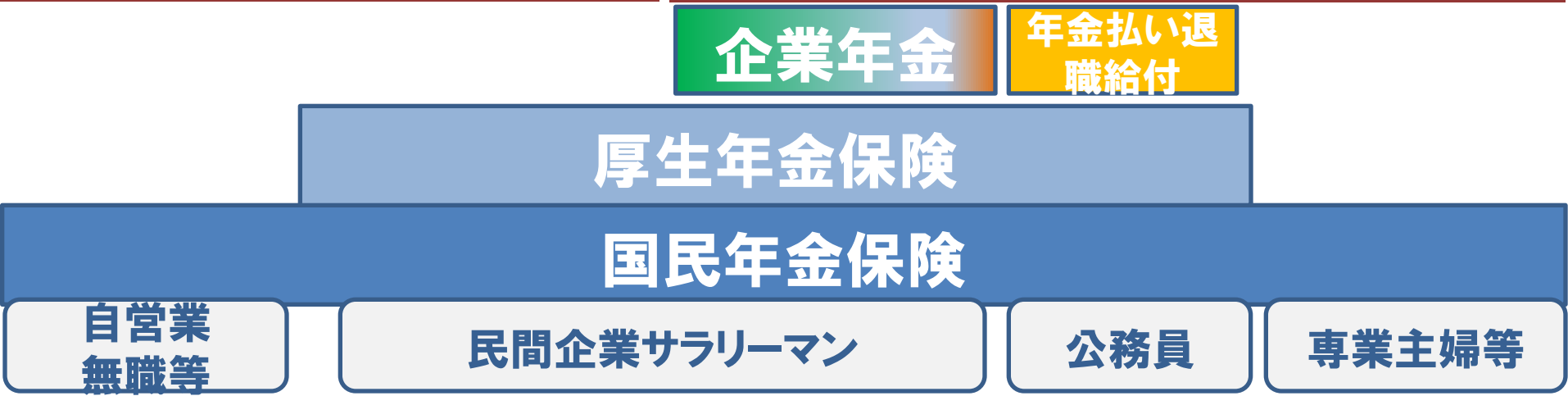
# iDeCo とは？

加入できるのは、原則20歳～60歳まで

|                               |         |                    |             |             |
|-------------------------------|---------|--------------------|-------------|-------------|
| 6.8万円/月（<br>国民年金基金の<br>掛金と合算） | 2.3万円/月 | 2.0万円/月<br>1.2万円/月 | 1.2万円<br>/月 | 2.3万円<br>/月 |
|-------------------------------|---------|--------------------|-------------|-------------|

＊他の企業年金によって異なる。企業型確定拠出との重複加入は会社の規約を労使合意して変更する必要がある

## 老後資金の準備を税制面から応援します





## ◆各種手数料がかかる

| いつ   | いくら           |                 | 誰に                           |
|------|---------------|-----------------|------------------------------|
| 加入   | 2,777円～3,857円 |                 | 国民年金基金連<br>合会<br>(略称:国基連)    |
| 積立運用 | 口座<br>管理      | 167円～<br>617円/月 | 国基連/事務委託<br>先金融機関/運営<br>管理機関 |
|      | 運用            | 商品によって異<br>なる   | 運用会社/販売会<br>社/受託会社           |
| 受取   | 432円/回        |                 | 事務委託先金融<br>機関                |
| 移換   | 0～4,320円      |                 | 運営管理機関                       |

参照:iDeCoナビ(個人型確定拠出年金ナビ)  
<https://www.dcnenkin.jp/>

## ◆50歳以降に加入すると 60歳から受取できない。

受給開始年齢は通算加入者等期間によって  
異なります。

| 通算加入者等期間  | 受給開始年齢 |
|-----------|--------|
| 10年以上     | 満60歳   |
| 8年以上10年未満 | 満61歳   |
| 6年以上8年未満  | 満62歳   |
| 4年以上6年未満  | 満63歳   |
| 2年以上4年未満  | 満64歳   |
| 1ヶ月以上2年未満 | 満65歳   |

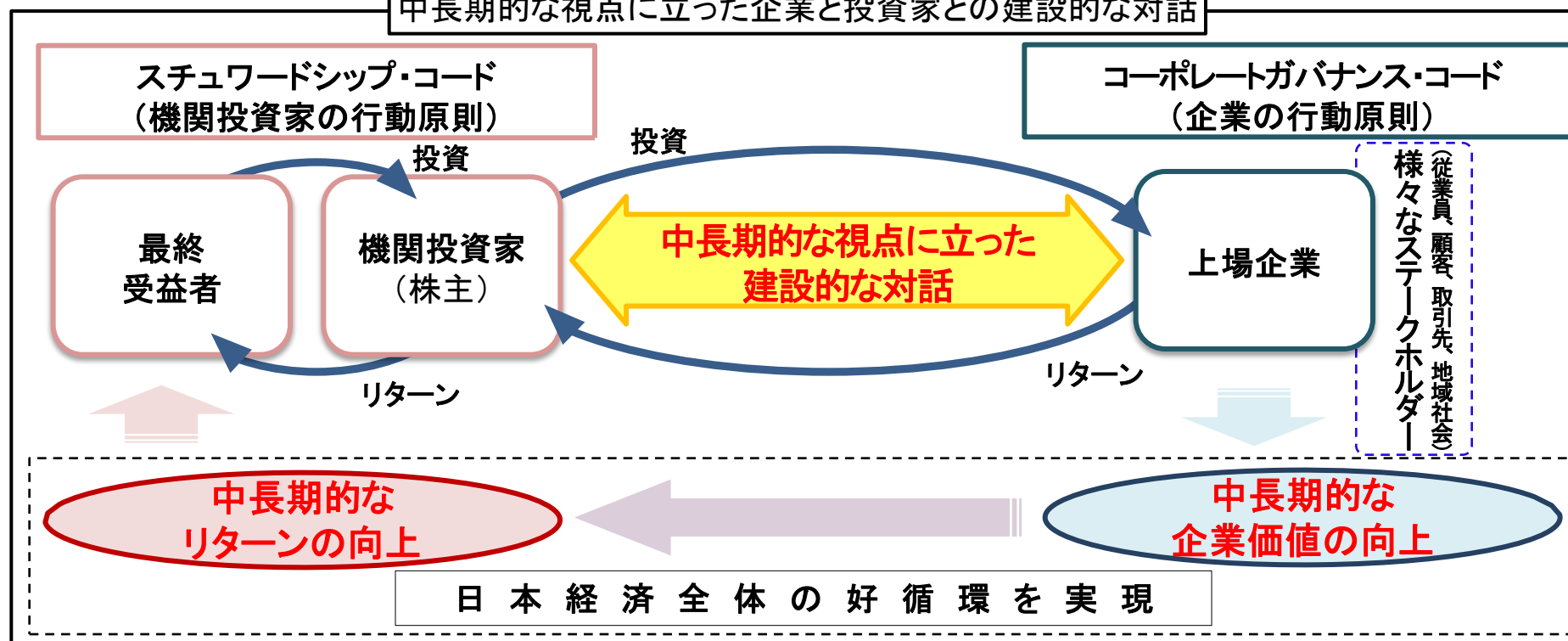
通算加入者等期間とは  
個人型年金および企業型年金における  
加入者・運用指図者期間の合算

## コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

### コーポレートガバナンス改革に向けたこれまでの取組み

- 安倍内閣発足以降、成長戦略の一環として、
  - 「スチュワードシップ・コード」を策定（2014年2月策定・2017年5月改訂）
    - ⇒ 機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）に対して、企業との対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める行動原則。
  - 「コーポレートガバナンス・コード」を策定（2015年6月策定・2018年6月改訂）
    - ⇒ 上場企業に対して、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図ることを求める行動原則。

### 中長期的な視点に立った企業と投資家との建設的な対話



機関投資家が、投資先企業との「建設的な対話」を通じて、企業の持続的成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大という責任（スチュワードシップ責任）を果たすための行動原則。

## 枠組み

- 機関投資家がコードを受け入れるかどうかは任意。ただし、金融庁がコードの受入れを表明した「機関投資家のリスト」を公表する仕組みを通じて、コードの受入れを促す。
- プリンシプルベース・アプローチ：自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして 真に適切か否かを判断。
- コンプライ・オア・エクスプレイン：コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法を採用。

## 概 要

機関投資家は、

- スチュワードシップ責任を果たすための「基本方針」を策定し、これを公表すべき。
- 顧客・受益者の利益を第一として行動するため、「利益相反」を適切に管理すべき。
- 投資先企業のガバナンス、企業戦略等の状況を的確に把握すべき。
- 建設的な対話を通じて投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めるべき。
- 「議決権行使」の方針と行使結果を公表すべき。
  - 議決権行使結果は、個別の投資先企業及び議案ごとに公表。
  - 形式的に議決権行使助言会社の助言等に依拠せず、自らの責任と判断の下、議決権を行使すべき。
- 顧客・受益者に対して、自らの活動について定期的に報告を行うべき。
- 投資先企業に関する深い理解に基づき、適切な対話と判断を行うための実力を備えるべき。

上場企業が、幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な収益力の改善を図るための行動原則

### 枠組み

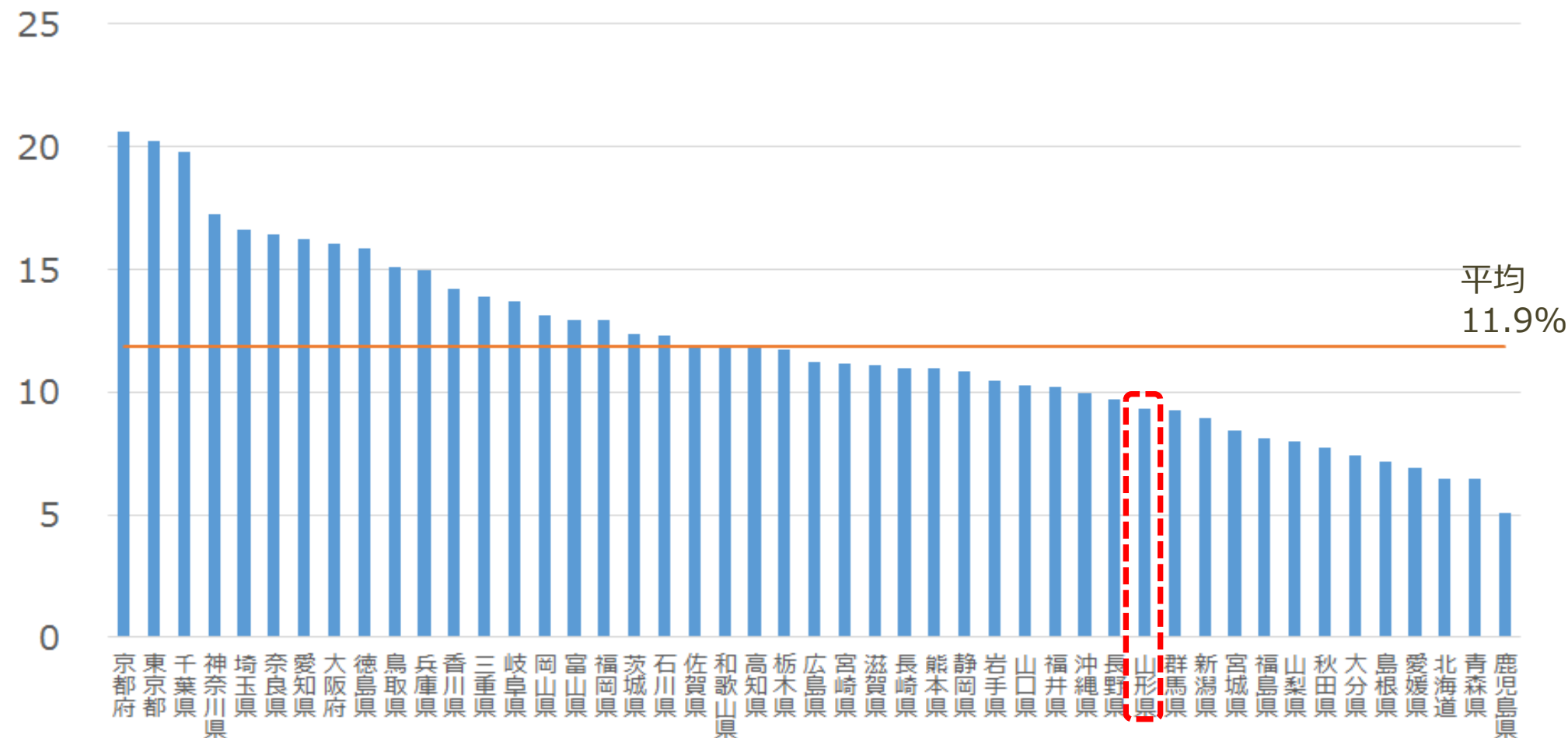
- ・ プリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインを採用。

### 概 要

1. 上場会社は、株主の権利・平等性を確保すべき。
  - ・ 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化 等
2. 上場会社は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーとの適切な協働に努めるべき。
3. 上場会社は、利用者にとって有用性の高い情報の提供に取り組むべき。
4. 取締役会は、会社の持続的成長を促すため、企業戦略等の大きな方向性を示すことや、実効性の高い監督を行うことなどの役割・責務を果たすべき。
  - ・ 持続的成長に資するような独立社外取締役の活用 等  
(建設的な議論に貢献できる人物を2名以上設置すべき)
5. 上場会社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、株主と建設的な対話を行うべき。

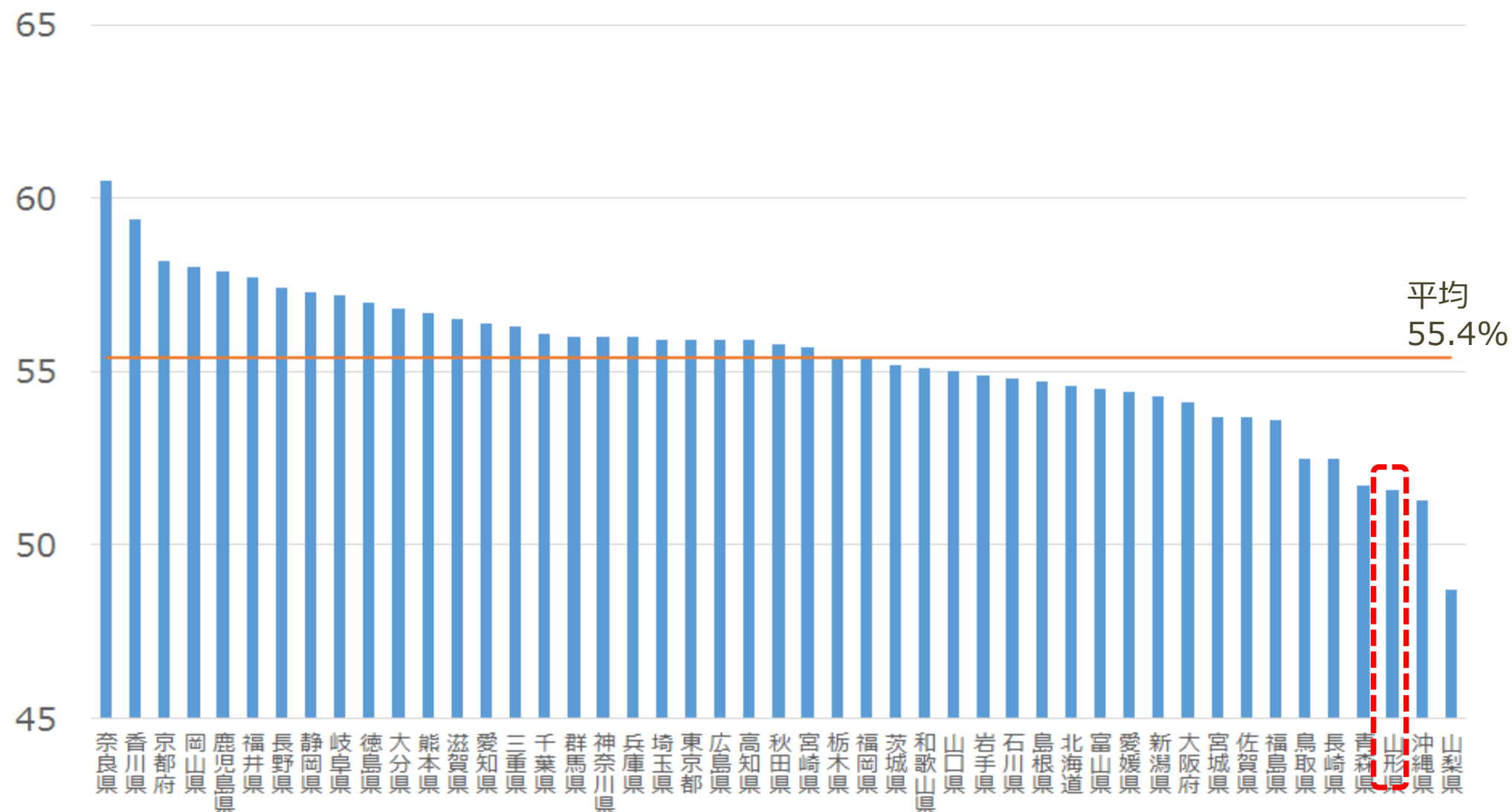
# 一世帯当たりの貯蓄額に占める有価証券の割合（％）

一世帯当たりの貯蓄額に占める有価証券の割合



（出典）総務省「平成26年全国消費実態調査・〔総世帯〕地域編第33表 地域別 1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率」

# 金融リテラシー調査（※）における正答率（％）



（出典）金融広報中央委員会「金融リテラシー2016調査結果」